

○観音寺市フェイスブック運用要綱

平成26年 2月 4日 告示第30号

改正

平成30年 3月30日 告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市がソーシャルメディアを通じた情報伝達の充実を図るため、観音寺市フェイスブックページを市民等への情報提供媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア インターネットを利用した情報発信と利用者相互の情報伝達手段
- (2) フェイスブックページ フェイスブック株式会社の提供するソーシャルメディアサービス
- (3) ページ 観音寺市がフェイスブックに登録し、作成するフェイスブックページ
- (4) ページ管理者 市職員から選任するページの運営及び管理を行う者
- (5) 利用者 ページの利用者

(運営主体)

第3条 ページの運営主体は市とし、総括管理は政策部ふるさと活力創生課が行うものとする。

2 ページへの情報掲載は、ページ管理者が行うものとする。

(市からの情報発信)

第4条 市がページに掲載できる情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内の身近な出来事や話題
- (2) 市のイベントや取組みなどの市政情報
- (3) 広報紙その他市が発行する印刷物又は観音寺市ホームページに掲載した内容を補完するもの

- (4) その他ページに掲載する情報として市長が適当と認めるもの
(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、ページの利用に際して、次の各号に掲げる行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 市、その他の利用者又は第三者の権利及び財産を侵害する行為
- (2) 市、その他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、侮辱し、名誉、信用等を毀損し、プライバシーを侵害し、又は業務を妨害する行為
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為
- (4) 宗教団体その他の団体又は組織（公益的な団体又は組織を除く。）への加入を勧誘する行為
- (5) 出資、寄附、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- (6) 市が不適切と判断する他のウェブサイト（以下この号において「不適切サイト」という。）を紹介し、若しくはその閲覧を勧誘する行為又は不適切サイトに係るファイルのダウンロードを誘導する行為
- (7) ページを利用して市、その他の利用者又は第三者に対しコンピュータのソフト又はハードの正常な機能を阻害するウィルスその他有害なプログラム又はファイル等を発信する行為
- (8) ページに掲載する正当な権限を有しない情報、内容等を掲載する行為
- (9) 市、その他の利用者又は第三者によるページの提供及び利用を阻害する行為
- (10) ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為及びページの全部又は一部を監視又は複製する行為
- (11) その他フェイスブック利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他市が不適切と判断する行為

2 利用者は、ページの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用において当該損害を賠償し、又は当該第三者との紛争を解決するものとし、市に一切迷惑をかけないものとする。

3 市は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が市の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

4 市は、利用者がこの要綱に違反して市に損害を与えた場合は、当該利用者に対し、損害賠償を請求できるものとする。

(違反措置)

第6条 市は、利用者がこの要綱のいずれかの条項に違反した場合には、当該利用者に対し事前に何ら通告することなく、違反の態様、程度等に応じ、利用者がページ上に掲載した情報、内容等の削除、その他必要な措置を講ずることができる。

(利用者からの情報についての免責)

第7条 市は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因してその他の利用者又は第三者に損害が生じたとしても、市は一切責任を負わないものとする。

2 市は、利用者から提供された情報に起因してその他の利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市の故意又は重大な過失によるものでない限り、市は一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第8条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載し、又は市に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償にて市に譲渡し、市による当該情報、内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

2 利用者は、ページを通じて入手したいかなる情報、内容等について個人的又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等してはならない。

3 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で使用してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月4日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第40号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。